

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成27年9月18日（第10日目）

議 長（佐々木雄一君）

ただいまから、平成27年第3回平泉町議会定例会第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本定例会に町長から追加提案された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐々木雄一君）

日程第1、議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

平泉町議会委員会条例第6条第4項の規定により、4番、佐々木一治議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員は、4番、佐々木一治議員に決定しました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第2、北上川治水調査特別委員会副委員長の互選についてを議題とします。

北上川治水調査特別委員会副委員長の互選の結果について、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（高橋誠君）

それでは、北上川治水調査特別委員会副委員長の互選の結果について報告いたします。
北上川治水調査特別委員会副委員長、1番、鈴木徳美議員。
以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

以上で、事務局長の報告のとおり、副委員長が選任されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第3、議会改革調査特別委員会副委員長の互選についてを議題とします。

議会改革調査特別委員会副委員長の互選の結果について、事務局長に報告いたさせます。

事務局長（高橋誠君）

それでは、議会改革調査特別委員会副委員長の互選の結果についてをご報告いたします。
議会改革調査特別委員会副委員長、6番、高橋幸喜議員です。
以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

以上、事務局長の報告のとおり、副委員長が選任されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第4、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。
この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。
総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。
5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査の申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、議会規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）高齢化社会に向けた対応策について、（2）人口減少と定住策について、（3）教育環境の整備について。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、（1）社会基盤施設について、（2）農業振興策について、（3）観光振興策について。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第6、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、千葉勝男議員。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

閉会中の継続調査の申し出を行います。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、北上川治水事業について。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第7、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、石川章議員。

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査について。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第8、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査の申出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

記、1、事件、議会改革調査についてであります。

よろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第9、認定第1号、平成26年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第2号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第3号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第4号、平成26年度平泉町健康保健交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第5号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第6号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第7号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第8号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第9号、平成26年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

この認定案件9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、寺崎敏子議員。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

委員会審査報告書。

認定第1号、平成26年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成26年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計

歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成26年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された平成26年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

ページをめくって、裏面を見てください。

審査意見。

1、町税の不納欠損額及び収入未済額が多額であり、財政運営上、極めて大きな問題である。企業誘致などにより、自主財源の確保に努められたい。

2、農業振興にあたっては、耕作放棄に歯止めをかけるため、中山間地域等直接支払制度の促進を図られたい。

3、新平泉町総合計画（後期計画）の策定にあたっては、大型事業の実施について、財政に充分考慮し、慎重に対応されたい。

4、若者の定住化を促進するにあたっては、子育て環境の充実を図られたい。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより順次採決します。

最初に、認定第1号、平成26年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成26年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐々木雄一君）

起立多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成26年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを

採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成26年度平泉町健康保健交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、平成26年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(佐々木雄一君)

起立多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成26年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成26年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するとするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、平成26年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成26年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第18、議案第46号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書11ページをお開きください。

議案第46号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

まず、今回の条例改正の趣旨についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カードが平成27年10月から送付され、また個人番号カードが平成28年1月から開始されることに伴い、再交付の際の手数料について規定しようとするものでございます。

改正内容についてでございますが、参考資料1ページの新旧対照表をお開きください。

まず第1条については、別表第1中、(21)の住民基本台帳カードの交付または再交付手数料の次に、(21の2)として、通知カードの再交付手数料を規定したものでございます。また、(1)から(4)の規定については無料になる場合を規定したものでございます。

次に、その裏になりますが、第2条についてでございますが、第2条では、第1条の(21)住民基本台帳カードの交付または再交付手数料を廃止し、(21)として通知カードの再交付手数料

とし、(21)の次に(21の2)として、個人番号カードの再交付手数料を規定したものでございます。(1)から(4)の規定は無料になる場合を規定したものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条は平成27年10月5日からとなりますが、第2条は平成28年1月1日となっております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

今まで使っている住基カードが結局なくなって、俗に言う今度のマイナンバーということに変わる、それに対する交付手数料と、こういったようなふうに私、解釈してございます。

それで、現在の住基カード、2種類あると思うのですけれども、現在町内ではそれらの発行数がどのくらいになっているのか。たしかAタイプとBタイプでしたか、写真のあるやつとないやつと。というようなことが発行なされていると思うのですけれども、現在の発行部数をお聞きしたい。

それと、今度の2種類の通知カードと番号カードと、両方の種類があるようではございますけれども、現在の写真付きの住基カードで、全てが今度の番号カードあるいは通知カードで同じ機能を持つのかどうか、用を足せるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、現在の住基カードの発行状況でございますが、おおむね200程度を発行しております。

それから、現行の住基カードとの機能の違いということでございますが、今度の番号カードにつきましては、いわゆる税といったような、あるいは社会保障制度との関連を、連携していくというような機能を持たせたものでございますので、これまでの住基カードとはそういった点が異なっております。ということで、ちょっと詳細についてはまだまだ、どの程度まで機能的に拡大していくかといったようなことが、今後詳細について明らかにされていくというふうに思いますが、基本的には税と社会保障といったようなものの情報との連携が図られていくというふうに理解しています。

住基カードとは全く機能は異なるということになります。ただ、現行の住基カードについては、有効期限までは一応使えるというふうなことも言われておりますので、そのままいわゆる個人の確認のためのカードといったような形では、使える形にはなるかなというふうには思っております。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6 番（高橋幸喜君）

今までこの住基カード復旧に色々、各市町村でも手をやってもなかなか復旧しなかったと。中には住基カードを持った人には、そいつを提示した70歳以上の方には町民温泉を無料にするとか、こういったような形をして、色々各市町村が復旧を図るために一生懸命になっていたけれども、なかなか伸びなかったと。こういったようなことなのですけれども、今度の番号カードのほうは、今までは住基カードのほうでもBタイプの写真付きのほうでは申告には使えた。今度の番号カードも使えるのではないかというふうに、私はこう思うのですけれども、これをやっぱり復旧しなければならぬ、そういうことになってくると、各市町村によって、500円だかといったのを最後に復旧するためには無料にするといったような市町村も出てきたようですけれども、今回もこの手数料、やっぱり復旧させるためには、ある程度手数料取らないでやるということも必要かと思うのですけれども、その辺確認したいと思います。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、番号カードの発行でございますが、初回については無料でございます。ただし、今回10月にいわゆる通知カードが各個人に、世帯ごとに行くような形になります。その中に、通知カードの中に個人番号カードを、申請によって交付できる申請書が同封されます。それを、返信用封筒が入っておりますので、それに所定の事項を書いて、写真を付けて返信用封筒で地方公共団体情報システム機構のほうに送ると、送って初めて交付の手続を受けられる、交付手続が始まるというふうな順番になります。

したがって、あくまでもこれは全員とは、一応国ではそういうふうに返信用封筒つけて、あるいは初回無料といったような措置も行って、何とかこれまでの住基カードよりも普及にするための対策は、そのような形でとっておるようでございますので、ご覧になった方については、ぜひ個人番号カードの交付の手続をとっていただきたいというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

高橋幸喜議員。復旧ではなくて普及の話ですね。

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

関連でございます。

今の説明を聞いていると、それは申請次第ですということになりますが、高齢者世帯とか、それから、読んでわかる住民がほとんどというわけにはいかないと思うのですが、そういう説明会とか、周知するためにはどのような方策を考えているか伺いたいです。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

マイナンバー制度の周知につきましては、一般質問のほうでも質問の中で出たところござい

ますけれども、いずれ今後、まずは通知等が10月5日から開始されるわけでございますけれども、それに対応するために、まずは役場内の職員に対する説明会を開始したいというふうに考えてございます。それは10月に2回ほどに分けて開催する予定でございますし、年内に住民向けの、発行する前にですね、住民向けの説明会を予定してございますけれども、その期日についてはまだ未定でございますが、年内に実施したいというふうなことで今検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

そうしますと、1度だけでございますか、住民説明会は。何カ所かとか何日、昼と夜とかというふうに、もうきめ細かくやるというようなことは、まだお考えないのでしょうか。その辺をきめ細かにやっていただかないと、今の報道機関の中だと何か申請しなくても全部世帯のほうに入ってくるような感覚でいる方もいるのではないかなというふうに思いますので、お間違えのない、そういう徹底した普及啓発が必要ではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

現時点ではまだ詳細なところは詰めてございませんけれども、ただいまご質問いただいた内容も重要なことでございますので、周知徹底が図られるような形で回数、それから場所、時間的なものも、より一層住民の方々に周知できるような形の方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

関連するわけですが、今もおっしゃったように、高齢者の方々にあっては、こいつは何だべなという話もあるし、言えば返信をしてカード欲しいとかという、そういう意思を持たないと。それをしないと生活していく上で何か不都合が起きるのかということですね。例えば、医療機関を利用する場合にあってはそれがないとだめだとか、そんなこんな、どうなのですか。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、カードでございますが、というか、まずは通知カードで個人番号、それぞれの個人個人に付番されるわけなのですが、それを例えば働いている方であれば、源泉徴収するために必要になりますので、各事業所に通知カードの番号を届け出るといったようなことがまずあります。これが比較的、一番重要な部分となります。ということで、あとはまず番号をそれぞれが認識をす。こういう番号があるんですよというふうなことはまず認識するということが大切かなとい

うふうに思います。

それから、個人番号カードについては、先ほど申し上げましたように、ちょっと報道なんかで何か自動的にカードが行くような、誤解されるような、なっているようです。私どももそういうふうに感じました。しかし、正確に申し上げますと、先ほど言ったように、初回無料ですが、申請するために申請書が入ってきますので、それを写真を付けて申請して初めて手元に届くといったような手続があるということでございます。その辺の報道が、ちょっと見えていて非常に少し欠落しているかなと、説明不足のところもあるかなみたいな感じは、確かに印象としては受けました。

あとそれから、番号カード、なかなか詳細がまだわからない部分もあるのですが、いずれ4月から広報で毎月、一応こういうものになりますというふうな形で、詳細がわかった都度、広報でお知らせもしているというふうなことで、なかなかわかりづらいというふうなところもあります。そういったような形で町としては行っているということでございます。

議長（佐々木雄一君）

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

その部分はわかりますが、いずれ文書を読んだり書いたりするうちはまだいいのですよ。老人世帯のね、老人世帯だけでそんな書いたり読んだりそんなしないと。医者さ行くのやっこだという人も結構いるはずなのです。そういう人たちに対して、カードがないと医療機関を利用することができますかできませんかということです。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

すみません。もう一度申し上げますが、例えば医療機関などにそういったものが必要なのかということですが、直接はすぐ必要だというふうなことはございません。あくまでもこれは、医療機関に行く場合必要なのは保険証であり、75歳の高齢者であれば後期高齢者の保険証が必要だということはこれは全然変わりませんので。これにカードが必要だとかいう要件にはなっておりません。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

関連でございますが、カードの世界で、1人で何十枚も持っているカードなのですが、いずれ今お聞きしますと写真付きというふうな形でございますが、写真付きのカードの場合は、今JRで出していますね。そういったことで、いろいろな形でカードの取り扱いに非常に困難することがでると思いますが、その特徴とは何か、そういったものでつけてわかるようにするのですか。ただいま9番さん言ったとおり、年取った人がこれから増えていくのだと、そういった場合においてはどうやっていくということなのですが、その辺はどうやっていくようですか。

やっぱり恐らくほとんどの方々は、皆カードということで恐らく、あの世に行くにもカードが使えるような形になるのでは困ると思いますが、いずれその辺の考えはどうなっているのでしょうかね。カードの規格とか、何か特徴のあるようなカードをつくるのか。その辺をちょっと。年取ってもわかるようなカードにするのだから、その辺を教えてください。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

個人番号カードにつきましては、いずれ申請に基づいて手続をして交付を受けるという形になりますが、ちょっと様式の話になると、ちょっとこちらでもどの程度のものなのか、全体がまだわかっていないということがあるのですが、それほど大きくないものだろうというふうには考えています。それで、そこに写真も組み合わさるということです。それで、個人を識別するためには、氏名、それから生年月日、性別、住所と、この4項目でもって個人を特定していくというふうな基本的な考え方はあるようです。ということで、個人番号カードについては、あまり大きくないものになるというふうには思っております。

あとそれから、通知カードというのはまた別でございますので、これは10月5日以降、全住民に対して、それぞれ一人一人に通知カードが、それもあまり大きくないものでございますが、行くということです。それで、最近示されている様式を見ますと、個人番号カードの申請書とセットになった形で通知されるようです。したがって、通知カードの分は自分で切り取って保管すると。あとは個人番号カードが必要な方は、その下の部分に申請書の様式になっておりますので、そこに書いて写真を付けて返信用封筒で送ってやるというふうなことになります。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

健康な方々は大丈夫だと思いますが、高齢者世帯の方々にはどのような形で、誰が行って説明するような形になるのか、その辺ちょっとお願いします。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、先ほど住民向けの説明会といったようなことがまず1つありますし、それからあとは、4月から随時広報で載せておりますので、そこを見ていただくということです。それからあと、まず個人に送らさりますので、当然こいつは何だべみたいない問合わせはあると思います。それはそれで、こういったものですよという形で説明を個別にしてまいります。そういうことで、まず大切なものですので、ちゃんと保管しててくださいといったようなことを中心に、まずお話をしていきたいというふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4 番（佐々木一治君）

カードについてお聞きしていましたら、聞いてみようということでもありますけれども、カードについては写真入りのカードはほとんどないのですね。それで、写真入りであれば免許証、免許証取るときは免許証交付のときに写真をちゃんと相手側で撮ってくれますが、ただ、平泉町では高齢者が35%ということですので、個々に写真撮られるのですか。それとも、非常に写真を撮って出すというのであれば非常に大変だと思うのですね。その辺はどういうふうにして説明していくかということですか。強いて言えば写真の大きさとかね。その1点についてお伺いいたします。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

もう一度申し上げますが、10月5日以降に通知カードが行きます。これはそれぞれ保管していただくということです。それから、申請に応じて個人番号カードを、必要な方は申請して手続をするということになりますので、これはあくまでも申請しないことにはカードは来ませんので、その中に写真が必要だということですので。カード自体がそれほど大きくございませんので、写真的にもそんなに大きくはないというふうには理解はしておりますが、いずれそういう順番になりますので、あくまでも個人番号カードについて写真が必要だということですので、そういう理解をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

それでは進行いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、平泉町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第19、議案第47号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法でございますけれども、この施行に伴いまして、町が所有します特定個人情報の適正な取り扱い並びに開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の手続について規定をするために改正しようとするものでございます。

それでは、議案第47号参考資料、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして説明をいたします。

参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、定義でございます。第2条第5項の次に、第6号として、個人情報の用語の意味、第7号として、個人情報提供等記録の用語の意味をそれぞれ加えようとするものでございます。

次に、実施機関の責務といたしまして、第3条第1項の2号中の「個人情報」の後にアンダーラインをしてございますけれども、番号法の施行に伴い、整合を図るための表現の見直しをするもので、番号法で定義されている特定個人情報が条例の個人情報の範囲に含まれますように、また個人情報に法人等の役員の情報を含めることとして、そのうち特定個人情報でないものは除くことを、あわせて規定しようとするものでございます。

次に、利用及び提供の制限でございます。

第8条の1行中の「個人情報」の後にアンダーライン部分を加えることによりまして、番号法の施行に伴い整合性を図るための表現の見直しをするものでございます。番号法で定義されております特定個人情報が、条例の個人情報の範囲に含まれる、先ほどと同じでございますけれども、含まれますように、また個人情報に法人等の役員の情報を含めることとし、そのうち、特定個人情報でないもの並びに特定個人情報を除くことをあわせて規定しようとするものでございます。

次に、特定個人情報の利用及び提供の制限でございます。

第8条の2をアンダーライン部分のとおり新設いたしまして、特定個人情報につきまして、第1項では、原則として番号法第9条各項に規定する利用目的以外での利用の禁止を、第2項では、前項の規定にかかわらず、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合は例外的に目的外の利用ができることを、ただし、その目的外利用により、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用はできないことを規定してございます。第3項におきましては、番号法の第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供の禁止をそれぞれ規定しようとするものでございます。

次に、提供先に対する措置要求でございますけれども、現行欄の第9条1行中の「前条」を改正後欄の第9条第1行中の「第8条」に改めようとするものでございます。

次に、開示請求権、第13条第2項の1行中の「法定代理人」の後にアンダーライン部分を加えることによりまして、番号法により読みかえられた行政機関法における代理人の定義と整合性を図るための表現の見直しをするものでございまして、特定個人情報については、その性格から本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられますことから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しましても開示請求を認めることを規定しようとするものでございます。

次に、開示請求の手続でございます。

第14条第2項の2行中の「法定代理人」の後にアンダーライン部分を加えることによりまして、前と同じになりますけれども、番号法により読みかえられた行政機関法における代理人の定義と整合性を図るための表現の見直しをするものでございまして、特定個人情報については、その性格から本人の関与について一層の保護が必要であると考えられますことから、本人及び法定代理人に加えまして、任意代理人が開示請求をしようとするときは、そのことを証明するために必要な書類で実施機関が定めたものを提出または提示することを規定しようとするものでございます。

次に、個人情報の開示義務でございます。

第15条第2号中の「法定代理人」の後に、これもアンダーライン部分を加えまして、番号法により読みかえられた行政機関における代理人の定義と整合性を図るための表現を見直しするものでございます。

次に、開示請求に係る事案の移送でございます。

第22条第1項の2行中の「個人情報」の後にアンダーライン部分を加えることによりまして、番号法の施行に伴う整合性を図るための表現の見直しをするものでございます。番号法におきまして、情報提供等記録は他機関で開示等の決定をする場合が想定されませんことから、移送が認められていないもので、個人情報のうち情報提供等記録を除く情報の移送に関して規定しようとするものでございます。なお、開示請求者に対しまして、事案を移送した旨を書面により通知しなければならないことをあわせて規定しようとするものでございます。

次に、個人情報の訂正の義務でございます。

現行欄第28条3行中の「利用目的」を、改正後欄第28条3行中の「利用の目的」に改めようとするものでございます。

次に、訂正請求に係る事案の移送といたしまして、第32条第1項の2行中の「個人情報」の後にアンダーラインを加えることによりまして、番号法の施行に伴う整合性を図るための表現の見直しをするものでございます。番号法におきまして、情報提供記録は他機関で開示の決定をする場合が想定されませんことから、移送が認められていないもので、個人情報のうち情報提供等の記録を除く訂正情報の移送に関しまして規定しようとするものでございます。なお、訂正請求者に対しまして、事案を移送した旨を書面により通知しなければならないことをあわせて規定しようとするものでございます。

次に、個人情報の提出先への通知でございます。

第33条3行中の「当該個人情報の提出先」の後にアンダーラインを加えることによりまして、番号法の施行に伴う整合性を図るための表現の見直しをするものでございます。情報提供記録に

つきましては、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録保管されるものでございまして、訂正した場合は総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対し、遅滞なくその旨を書面で送付することを規定しようとするものでございます。

次に、利用停止請求権でございます。

第34条第1項1行中の「関する個人情報」の後にアンダーライン部分を加えることによりまして、番号法の制定公布に伴う整合性を図るための表現の見直しをするものでございます。情報提供等記録は、他機関で開示等の決定をする場合が想定されませんことから移送が認められていないもので、個人情報のうち情報提供等記録を除く本人に該当する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去、提供の停止ができる請求権を規定しようとするものでございます。

第1号アでは、本条例中で規定している収集、利用、保有に違反した場合を、第1号のイでは、番号法第20条に規定している収集、保管に違反した場合を、第1号ウでは、番号法の第28条の規定している特定個人情報ファイル作成制限に違反した場合をそれぞれ規定しようとするものでございます。また、第2号では、現行欄の3行中の「禁止」を、改正欄3行中の「停止」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成27年10月5日から施行しようとするものでございます。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定、第22条第1項、第32条第1項及び第33条の改正規定につきましては、平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、平泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

先ほど議案を読み上げる中で、私が健康福祉交流館を健康保健交流館と話しましたが、健康福祉交流館の間違いでしたので、訂正してお詫び申し上げます。

議事を進めます。

日程第20、議案第48号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

今回の変更につきましては、本年3月議会の定例会におきまして議決をいただきました戸河内辺地の総合整備計画書、第1次変更でございます、の公共施設の整備計画のうち、道路改良事業、町道桐畑線でございますけれども、の事業費が労務費、資材費等の高騰等に伴いましてさらに増額となりますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、第2次変更として整備計画を変更しようとするものでございます。

それでは、議案第48号の参考資料、辺地総合計画を変更する内容についてによりまして説明をいたします。

参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

資料の下段、第1次変更後の計画内容と、裏面の第2次の変更する計画内容の表を比較しながらご覧いただきたいと思います。

第1次変更後の公共施設整備計画のうち、町道・橋りょうの事業費6,724万9,000円が、町道桐畑線道路改良工事の工事費が、労務費、資材費の高騰等に伴いましてさらに増額となりますことから、第2次変更後の公共施設の整備計画では、町道・橋りょうの事業費を7,778万7,000円に増額をいたしまして、議案書15ページ裏の総合整備計画書第2次変更のとおり変更しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

工事の期間が、今進んでいるのでしょうかけれども、どの程度の、今年度で終わりということですので、進捗状況をひとつお尋ねいたします。

それから、通学施設として通学バスが整備されるということですが、この中に児童・生徒の通学の利便を図るということなので、中学生も利用されているのかどうか。幼稚園等などもいいのではないかと、時間的なものも難しいのかなということもありますが、これがこのスクールバスが丸々頂けるものなのだったか、前の説明だと5年間はリースでその後は町のというふうなのが、別なバスだったのでしょうか。ちょっとその辺の確認もあわせてお願いしたいと思います。2点でございます。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道桐畑線の道路改良事業の状況についてお話しをいたします。

町道桐畑線につきましては、平成23年度から事業を行いまして、平成27年度、今年度で終了するという予定で進めておりましたが、今総務企画課長からお話のとおり、その事業費では終わらないということで、今回追加をするわけですけれども、今年、総延長が約700メートルほどございますが、今年度までで約620メートルの舗装まで終わると。道路改良は全線終わりますけれども、舗装がそのうち約620メートルほどで、残り約80メートル区間の舗装が、工事費がないということでできないという状況でございます。

今年度発注して残る事業については、今お話ししましたように、舗装が約80メートル、そして交通安全施設、ガードレール等ですが、これらの事業が残るという状況になります。その分の事業費が足りなくなっているという状況でございます。

議長（佐々木雄一君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

通学施設780万につきましては、スクールバス購入ということで、今年度、辺地を活用して、前回は平成12年購入で14年経過しているということで、今年度更新して、備品購入で購入しようとするものでございました。

戸河内地区については、スクールバス、中学生は乗っていないということで、小学生の対応になってございます。スクールバスについては。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

そうすると、道路建設のほうでもう一度伺います。そうすると、今回の補正で予算がとれれば、その残っている部分は完了するということになるわけですね。そして、その完了はいつ、今年度内で確実にできるものかどうかということもお尋ねしたいです。

それから、教育委員会のそのバスの件ですが、私が聞いたのは、中学生は乗らないということはわかりました。このバスが、購入になるわけですね。という意味ですね。リースではないということですね。では、バスの件についてはそのことでわかりましたが、いずれ高齢化が進んでいきますので、スクールバスだけではなく、やっぱり多様な面にも使えるような何か方策がないものかなということをお尋ねするのですが、何年間経過したらそれが多様に使えるよというような制度はないものなのでしょうか。ちょっとそれは無理な質問かもしれませんが、そういうところもいろいろと調査をしたり調べていただければいいのではないかなと思います。

では、道路の件のことについてお伺いします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

桐畑線につきましては、先ほど建設水道課長が申し上げましたとおり、今年度で終了する予定で着手したところでございました。実際的には労務費、資材費等のことによりまして、今回想定していた事業費の中でおさまらないというようなことで、補正予算措置いたしまして、本来であれば今年度で終了したいというふうに考えていたところでございますけれども、充当する財源が辺地債を活用させていただいております。辺地債は充当率100%の起債でございまして、7割が交付税措置されるというようなものでございまして、かなり有利なものでございますので、これを活用してやりたいと思っておりましたが、国のほうの財政措置もかなり辺地債については厳しいようで、さらに追加で要求しようとしておりましたけれども、追加要求は望めないというような状況でございました。ですので、残った80メートル分の舗装並びに交通安全施設につきましては平成28年度に回させていただきます、平成28年度で完了したいというふうなことで今考えているところでございます。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

議長(佐々木雄一君)

日程第21、議案第49号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長(千葉幸一君)

それでは、議案書16ページをお開きください。

議案第49号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

小学校教育用パソコンにつきましては、平成22年2月に国の学校情報通信技術環境整備事業費補助金を活用して整備して運用していたところでございますが、各小学校において運用してきたところでございます。このたび、パソコンシステムの老朽化に伴いまして、新たにシステムを更新することにより教育環境を整備し授業改善を図ることを目的に整備しようとするものでございます。

それでは、参考資料の7ページをお開き願います。

このたび予定している整備の内容ですが、小学校教育用パソコンシステム主要機器等購入数一覧にお示ししているように、児童用デスクトップ型パソコンにつきましては、平泉小学校28台、長島小学校25台の計53台、教職員用は各1台、校内LAN配置用としてノートパソコン、各学校6台、これは各学年1台ずつということで6台ずつです。教材作成用各1台、アプリケーションサーバー、バックアップ用ハードディスクドライブ、プリンターについては、各小学校1台ずつの配備を含め、記載の内容で整備を予定しております。また、ソフトウェアとしましては、教育用統合ソフト、授業支援ソフト、電子黒板ソフト、デジタル教科書ソフト及びオフィスなどとなっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(佐々木雄一君)

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番(高橋幸喜君)

2,662万2,000円、これ何社で入札して、最低だと思えますけれども、最高額がどのくらいだっ

たのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐々木雄一君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

入札については、総務企画課の財政担当のほうでお願いしておりましたが、結果につきましては、6社指名で入札を実施しましたが、3社は入札前に辞退の申し出がありましたし、2社につきましては時間になっても来なかったということで、入札したのはこの1社のみという結果になったところでした。税抜きで2,465万円の入札になったところでした。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいま教育次長からお話しされましたとおり、6社指名で、最終的に入札、札を入れた業者は1社ということになります。いずれこれにつきましては、それぞれの指名業者にも問題はございませんし、それぞれの会社の都合ということでのこういう結果でございます。

いずれこの結果につきましては、予定価格を定めている中で、その予定価格よりも低い価格で札を入れていただいたというようなことでの落札決定でございますので、特に問題はないのかなというようなことでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

それぞれ各社事情があると思うのですけれども、これを例えば時期をずらしてやるというような、再度入札するというようなことは考えなかったのか。あるいは、この指名、一般というか、指名願いを出されている業者からだけ選んだのですか。その辺ちょっと。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

入札行為につきましては、当町では指名競争入札制度を適用させていただいておりますので、指名願いが出されております業者の中から、いずれOS等のパソコン等導入させていただいている業者を選ばせていただいて実施したという内容でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

今後こういったようなこと、こういう事態がこれに限らずもし出た場合、やはり最終的には1名になったときには、その1名で結果的には決めざるを得ないと。別な方法を考えるというようなことはないのかどうか。その辺お聞きしたい。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

入札執行する前に辞退等の報告がされて、それが例えば3社を下回るような状況であれば、それらの検討が必要になるものかと思っておりましたが、今回につきましては、3社からの事前の辞退というようなことをごさいます。ただ、その当日入札の行為に來られなかった業者がいたというようなことをごさいましたので、事前把握はできなかったというような状況でございました。いずれ、そのあと一つの入札行為をするにあたっての予定価格、相場価格によります予定価格は設定してございますので、それよりも下回ればこれについては有効だというようなことで実施したところです。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

こういった形で更新されたということで、今現在両小学校において授業、あるいは、こういった形でこういったパソコンを導入した授業をどれぐらいの頻度で活用しているかということをお知らせ願えればと思います。

それから、英語教育とかそういった意味でも活用されているのかどうかお聞きしたいと思いますし、あと前に、電子黒板用ソフトという形で何年か前から導入して、見せていただいたこともあるのですが、そういった活用について、内容をわかる範囲でお知らせいただければと思います。

議長（佐々木雄一君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

現在の教育の中では、ICT活用というのは必須というような格好になって、どんどん導入が図られているところなわけでありまして。なおかつ、それぞれの家庭でもパソコンはかなり導入されているとか、普及しているという事実があるような気がいたします。

そういった中で、学校教育の中でということでもありますけれども、大きく分けて教科、総合的な学習の時間、それから行事、それぞれのところで子供たちがタッチをして、画面を見ながら学習をするというふうな機会が多くなっているというふうに思います。頻度というところまで、正式には何時間、週何%とかというふうなことはちょっと把握しておりませんが、教科で言いますと国語、社会科、理科、それから、中学校などでは美術などでも使われているというふうに思います。それぞれ教科の特性がありますので、その画面に出たもので、例えば社会科とか理科などについては、資料を画面上から呼び出してそれで学ぶということもございます。

これから先の話でありますけれども、小学校の中学年で社会科副読本というのを、町では先生方に編集をしていただいて印刷をし、それを各学級に配置しているということがありますが、来

年度からペーパーではなくてCDに焼きつけたものを使うと。そのほうが実は作成が安いのであります。その1枚あれば、それを先生のパソコン上から各子供たちの画面に送って、そして必要な、例えば平泉の文化遺産ということであればそれを送って、そしてそれを見ながら学習をするというふうな形もとれるような、そしてもちろんプリントアウトもできるというふうな形で使うというふうなことも考えております。

というようなことで、教科でも使っておりますし、例えば行事等で修学旅行に行くと、行き先のデータをパソコン上から取り込んで、例えばしおりづくりに編集をして、あるいは子供たちが、仙台だ東京だというところで、路上で平泉をアピールするというような場面でも使えるというふうなことで、かなり活用は図られているのかなというふうに思います。

英語については、電子黒板が一番効果的というふうなことでありますので、一人一人の画面上というよりは、大型スクリーンに音声も含めて出て、例えばALTがいないときに、ネイティブな発音をそこで繰り返し練習できるというふうな活用の仕方もあるかというふうに思っております。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

有効に活用していただければと思いますし、今後子供たちが発表するような機会も随分増えてくるのではないかと思います。パワーポイントを作成したりとか、そういったことも可能の、そういったこともやっているのかどうかお聞きします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

子供たちが多くの方々の中で発表の場でそれを使うというふうなことについては、例えばパワーポイントを作成して、それでもって発表すると。一番いい例が、奈良に行ったときの子供たちがそれでもって大型スクリーンで平泉を紹介したというふうなことがありますので、そのような形もこれからはどんどん、町外だけではなくて、来年のサミットあたりにはそういった形で多くの方にPRをするという機会もつくれるのではないかなと、そんなふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第22、議案第50号、平成26年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書17ページでございます。

議案第50号、平成26年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において、利益の処分を行う場合は地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められております。このことから、平成26年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成26年度平泉町の決算書でご説明をいたしますので、決算書の289ページをお開きいただきたいと思っております。

決算書の289ページでございます。289ページの下段に、平成26年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）がございます。これにより説明をさせていただきます。

この表の右上、上段、未処分利益剰余金の当年度末残高9,439万8,765円、これについて、そのうち8,137万3,702円を資本金に組み入れ、1,000万円を減債積立金へ積み立て、処分後の残高302万5,063円については繰り越ししようとするものでございます。

今回の未処分利益剰余金のうち、8,137万3,702円については、地方公営企業法の改正に伴いまして、みなし償却制度、この制度が廃止されました。この経過措置により、資本剰余金から振り替えたものでありまして、既に固定資産の取得の際に財源として使用済みのものであります。

これまで受領してきた補助金等によって取得した固定資産は、将来の事業運営にとって重要な構成資産であり、財源を資本金へ組み入れることにより資産の長期安定性を確保することから、資本金に組み入れすることといたしました。

また、1,000万円につきましては、企業債の償還財源に充てるため、減債積立金に積み立てを行い、残余につきましては、次年度に繰り越しをし、老朽化した水道施設の修繕費の増加などに

より、決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

この9,000万ほどの処分の配分ですか、要するに減債積立金に1,000万ということで、今4,500万ほどあるようですけれども、これが本当、一体どのくらい積んでいけば妥当な金額というのがあるのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、あと一つは、割り振りした、資本のほうさ8,000万行って片っぽさ1,000万来たというの、もう少し資本のほうを減らして減債積立金のほうを増やしてもいいのではないかと、こういうふうにするのです。と、減債基金と積立金というふうに2つに分かれていると思うのですけれども、積立金の場合はいくまでも起債、借金に対して払えないときにはそれを崩してとにかく払うという性質のもの。基金ということであれば、非常時に使えるというようなことなので、だと私は解釈しています。積立金に入れてしまうと、いざというときにはどこから出して使えるのか、その辺お聞きします。

議長（佐々木雄一君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まずはじめに、減債積立金の適正な金額ということでございますけれども、決算書の312ページに企業債の未償還残高がございます。最終的な数字が312ページの左下の9億4,774万1,780円というのが未償還残高ということで、適正な金額というのは、多ければ多いほどいいということしか言えない状況にあります。いずれ9億のまだ残金がありますので、それ相当の金額があればいいということになりますけれども、今回は実際に使える金額がそれほどございませんので、1,000万を減債積立金に充てたという状況でございます。

次に、未処分利益剰余金が9,439万8,765円、その中で、今回減債積立金に、今お話ししましたように1,000万、そして資本金へ8,000万、この振り分けの中身、こういうふうにした理由についてお話ししますと、先ほど申し上げましたようにこの8,137万3,000円、これにつきましては、決算書の290ページの利益剰余金の欄の未処分利益剰余金を見ていただきたいのですが、まず上からきますと前年度末残高が751万617円。そしてそれが処分後残高でそのまま計がきております。そしてその下に、当年度変動額、これはその下の移行処理8,137万3,702円と当年度純利益551万4,446円、これを足した額でございます。

つまり、ここで言います移行処理8,137万3,702円、これは先ほどお話ししましたように、みなし償却制度、この廃止に伴う経過措置の金額ということで、実際はこれについてはもう減価償却をしている額ということで、実際に金額としてはないと。お金としてはないという形になります。

す。ただ、このお金を使って資産としては残っているということですので、それについては資本という形で残したほうが無難だということで、そういう配分の仕方をしたということでございます。

基金と積立金のお話でしたが、それについては292ページの貸借対照表の資本の部を見ていただきたいのですが、292ページの資本の部、その8の剰余金、そこでこの剰余金については、処分の仕方の項目がございます。その中の（2）利益剰余金、これについては、イとして減債積立金、ロ、利益積立金、あとはハ、建設改良積立金、あとはニとして当年度未処分利益剰余金という形で、剰余金についてはこの中で処理をするということで、基金という項目はないというのをまずご確認をいただきたいと思ひますし、次に、先ほどお話ししましたように単年度で欠損が出た場合、それについては先ほどの金額で言いますと300万ほどの繰越金、これを使うと。それでもだめなときは利益積立金、ここで言います口の利益積立金、これを取り崩して使うという形になります。

議長（佐々木雄一君）

そのほかございませんか。

進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、平成26年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第23、議案第51号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の補足説明の前に、町長から発言を求められておりますので、許可いたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、一般会計補正予算に入る前に発言の許可をいただきましたので、私のほうから発言

をさせていただきたいと思っております。お詫びでございます。

昨日の新聞報道で、県内の他市町村において保育料の算定に誤りがあった旨の報道がありましたことから、当町におきましても4月から保育料、そして幼稚園と改正させていただきませうけれども、その際にも、やはりシステムが変わる、そしてもう一つは、大きく今回従来のやり方と違うので、大変慎重に精査して取り組むようにということで指示はいたしておりましたところでありましたが、いずれ県内でそういったことが出たということで、その部分を慎重に調査させました。ところが、当町の保育料について再点検をいたしましたところ、一部の保育料の算定に誤りがありましたことが判明いたしました。

慎重に取り組んできたところでありましたが、大変自分といたしましても不徳の致すところでありまして、特に利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫びを申し上げます。

また、今後につきましては、このようなことがないように、的確な業務の遂行に努めてまいりますので、今後とも議会の皆様方にはなお一層のご指導を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、細部につきましては担当課長よりご説明をさせていただきますので、大変皆様方には申し訳ないと思っております。心からお詫びを申し上げます。私からの発言とさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

私のほうから保育料の算定誤りにつきまして、詳細な部分をご説明申し上げます。

まず、平成27年4月から、保育料につきましては子ども・子育て支援新制度において出されておまして、これまでの所得税から市町村民税をもとに算定することとされておりましたが、保育料算定における市町村民税、所得割額に係る控除の取り扱いに誤りがあったものでございます。

具体的には、保育料の算定に用いる市町村民税の所得割額について、国から示された考え方に基づき算定を行ってまいりましたが、平成27年3月31日に公布された内閣府令では、税額調整控除も反映させると、反映される規定になっていたものを、これを正しく認識せず、保育料の算定に反映しなかったために、誤りが生じたものでございます。

保育料の誤りの件数は1件でございまして、9月からの保育料でございまして、本来月額1万5,000円だったものを1万8,000円と、3,000円多く算定をいたしました。ただし、この1件につきましては9月からの保育料の変更であったために、口座振替を現在行っておりますが、振替前に訂正を行うことができましたので、還付等の発生までには至りませんでした。また、保育料が訂正になる利用者に対しましては、昨晚経過を説明いたしまして、謝罪と訂正を申し上げたところでございます。

今後につきましては、法令改正等への対応について、通知の正しい理解と国等への確認を行うとともに、税制など関連する制度についても理解の向上に努めますとともに、二度とこのような

ことがないよう、正確な業務遂行を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

以上で説明を終わります。

それでは、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第3号）について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、裏のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますけれども、款項同額の場合につきましては項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税、3 項軽自動車税28万4,000円の減。

8 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金77万1,000円。

9 款地方交付税、1 項地方交付税7,128万9,000円、これは普通交付税額の改定に伴う増額でございます。

13 款国庫支出金、3 項委託金15万3,000円の減。

14 款県支出金392万8,000円、2 項県補助金370万円、3 項委託金22万8,000円。

15 款財産収入、2 項財産売払収入257万5,000円。

17 款繰入金8,641万7,000円の減、1 項特別会計繰入金150万円、2 項基金繰入金8,791万7,000円の減、これは財政調整基金繰入金3,291万7,000円の減額、公共施設等整備基金繰入金5,500万円の減額でございます。

18 款繰越金、1 項繰越金1 億3,177万9,000円、これは前年度の繰越金の増額でございます。

19 款諸収入、5 項雑入1,017万円、これには東京電力損害賠償金701万円の増額が含まれております。

歳入合計1 億3,365万8,000円。

次に、議案書19ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費2 万3,000円。

2 款総務費1 億378万4,000円、1 項総務管理費1 億217万9,000円、これには財政調整基金積立金6,909万4,000円の増額、公共施設等整備基金積立金2,700万円の増額が含まれております。2 項徴税费160万5,000円。

3 款民生費22万円の減、1 項社会福祉費122万9,000円の減、2 項児童福祉費100万9,000円。

4 款衛生費16万1,000円、1 項保健衛生費4,000円、2 項清掃費15万7,000円。

6 款農林水産業費987万6,000円、1 項農業費986万4,000円、これには多面的機能支払市町村負担金470万5,000円の増額が含まれております。2 項林業費1万2,000円。

7 款商工費、1 項商工費169万9,000円。

8 款土木費772万9,000円、1 項土木管理費105万6,000円、2 項道路橋梁費580万円、これには町道倉町1号線工事費580万円の増額が含まれております。3 項河川費553万1,000円、これには護岸補修工事費545万5,000円の増額が含まれております。4 項都市計画費465万8,000円の減、これには下水道事業特別会計繰出金467万1,000円の減額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費246万円。

10 款教育費814万6,000円。

次に、19ページの裏をお開きいただきたいと思います。

1 項教育総務費40万6,000円、2 項小学校費36万5,000円、3 項中学校費38万5,000円、4 項幼稚園費2万2,000円、5 項社会教育費678万3,000円、6 項保健体育費18万5,000円。

歳出合計1億3,365万8,000円でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

それでは、午前に引き続きまして、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第3号）についてを引き続き行います。

質疑を行います。

5 番、寺崎敏子議員。

5 番（寺崎敏子君）

民生費のところ、23ページの裏の児童クラブ運営委託料の76万4,000円のこの内訳についてと、それから、28ページの教育費、文化遺産センター費のセンター館長の減額にはなっていますが、今回新聞に報道されたように、近藤先生を名誉館長にという新聞報道があったようですが、この近藤先生が名誉館長になった経緯等も含めながらお尋ねしたいなというふうに思います。2点でございます。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、23ページ裏の民生費の委託料、児童クラブ管理運営委託料の76万4,000円の増額の方でございますが、これにつきましては、たばしね児童クラブの方でございまして、この9月から支援を必要とする児童2名が入所をすることになりました。それに伴う、支援を必要とする児童に対する対応でございますので、現在の指導員ではちょっと不足するというので、改めて9月からもう1人の方を児童クラブのほうで雇っていただきまして、その方を含めて、その2人の児童に対して対応していくということになりました。その分の人件費に充てる分としての委託料の追加ということになります。

議長（佐々木雄一君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

それでは、近藤誠一氏の関連につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。まず予算案につきましては、特に報酬というようなことは考えていないということでございまして、あくまで名誉館長ということで、その人の今まで平泉の文化遺産にかかわって、いろんな面で力添えをいただいたという中で、今後も色々な面でご指導なり、そういうようなことをいただきたいというような形で、前からといいますか、いつからといってもあれなのですが、ぜひこの方に、ずっと平泉の指導的立場になるにはどうしたらいいかというような話もしながら、名誉館長という職が一番適任ではないかというような形での経過がございまして、直接町長が近藤誠一氏と会う機会も色々ございましたことから、そのあたりのお話も打診しながら、最近までまいったという中で、最終的には私もお会いしまして、その辺の経緯といいますか、ぜひというような話を申し上げながら、内諾を得たというような状況でございます。

したがって、補正予算への予算的な措置は今回はしていないと。今回はといいますか、特に必要ないというようなことで、の判断での補正でございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

私のほうからは減額分についてのご説明を申し上げます。

28ページの報酬、文化遺産センター館長の報酬の59万1,000円の減額ですが、これにつきましては、この平成27年4月から6月分と、あとは7月22日から就任されていますので、7月21日までのその不用分ということで、減額補正となっております。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

たばしね児童クラブの人件費についてはわかりました。これは来年度にも掲載されてくるのではないかなというふうには思いますけれども、その辺のところも十分に、子育て支援というところ

ろで配慮していただきたいという意見でございます。

それから、近藤先生の名誉館長ということなのですが、条例整備をしなくてもよろしいのかということと、それから、そうなってくると予算も何も報酬もないということになりますと、行事の時に来ていただく旅費、それから宿泊する等は、そういう予算等も何も措置しないでお願いしたということになるわけでしょうか。その辺のところも具体的に説明いただきたいです。

議長（佐々木雄一君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

来ていただくというようなことも、今考えておりますのは、ぜひ1回ぐらいは来ていただいて、何かしらそういう場を設けたいというふうにお話しておりましたし、そういうふうにやっていきたいというふうに思うところがございますけれども。

今回話が正式にまとまる、今そういう状況でございますが、内諾を得ましたが、正式な委嘱といえますか、そういうのはこれからでございますし、ある程度のそういうような経費は必要になると思います。それから、そのほかこちらの、例えば名刺とか、そういう写真とかいろんな、こまい話ですけれども、そういうような形のものは必ず出てくるわけですから、それにつきましては今後の部分を色々検討しながら、今後ですね、予算措置は図ってまいりたいというふうに思います。現在のところ、今後の詳しいといえますか、どのように予算措置したらいいのかまでまだはっきりしておりませんので、ただ、そう多い、報酬とかそういうような部分では全く考えていないということでの内容でございますので、ご了承を、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、条例ということになりますけれども、名誉町民には条例がございまして、名誉館長については条例はないわけですけれども、館の象徴というような形でご就任いただきたいと。対外的な部分ということでございまして、そういうような適任、その館を象徴するような方ということでございましたから、特に今後ずっと名誉館長を置くというような話ではないし、名誉町民ともまた違うというような形ですから、今回は町長の判断で委嘱申し上げるといような形をとりたいと。したがって、条例整備等は行わないというふうなことで考えてございます。

議長（佐々木雄一君）

5番、寺崎敏子議員。

5番（寺崎敏子君）

随分すばらしい世界に誇る近藤先生をお願いした割には、受け入れる私たちの町でそういう曖昧なことでよろしいのでしょうかね。

何か委員会の中でも話が出て、副町長が行って内諾を受けてきたと。そこで新聞報道大丈夫かという、委員会の中でもちょっと危惧したところがございますが、新聞にもきちっと報道されたということだと、もう内諾よりも正式な報道にみんなは受け取っていると思います。それを、今副町長が答えたようなことでは、ちょっとあまりにも軽率過ぎるのではないかというふうに判断するのでございますけれども、その辺のところをもう一度、町長のご答弁をいただきたい。本当は町長が

行って本人と握手なり何なり交わして、きちっとした整備をして、それから報道しても、私はそういう曖昧なことであれば、早く報道しなくても、きちっとしたそういう、近藤先生と本人とが、内諾でなくて正式に受諾したというところでの報道でもよかったのではないかというふうに思うのですが、町長のご答弁をお願いします。

議長（佐々木雄一君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員おっしゃることも一理ありますけれども、いずれ以前から打診はしていたことでありますし、なおかつ内諾を得たという時点で、やはり議会にはきちっと説明を果たすということでやらせていただいたところであります。

いずれ正式には、今、日程調整をしております、いずれ本人も10月中には国内にはいないということで、11月中もかなり出入りがありまして、そういった意味では、正式な時は私と、あとこのことを両市の、両市というのは一関市、そして奥州市の市長にも、こういったことでお願いするというので、以前に、どのような結果になるかだけれども、こういうふうにさせていただくということをお願いをしたいと思っているということをお話ししたところであります。そういったときに、両市の市長にも、いずれ追加登録の件、そして今まで世界遺産登録に向けて、まさに登録延期なった時点から、以前から、そして今回登録になるまで、色々と特にかかわっていただいたということ、そして今後追加登録をお願いするという中においても、この地域としてきちっとした姿勢を、もちろん県にも、そして国にも示しながら、追加登録を早急に進めるという一つの大義があるわけですから、それを成功する意味でも、ぜひ我々もその時点では、町長と一緒に正式にお願いするときは一緒に日程調整をしたいという、今段階であります。

そういった意味では、内諾ではありますけれども、いきなり行ってお話ししてのあれではなく、やはり、むしろまだまだ正式でないから報道はしないのだと、皆さんにも伏せるのだということではなく、内諾でも、いち早くそして追加登録を目指す一つの姿勢というのを示していくべきには、一向にそういう意味では問題はないというふうに思っております。特に、当然議会の皆さんにもお話ししてからのことでありますし、そのことは今後、内外からも、内外というか町内からも、何件か電話も入れていただいておりますし、大変歓迎すると、ぜひその方向で今後も平泉の町として、世界遺産にさらに追加登録も含めながら、今進めているさまざまな事業を我々も応援していくというような、そういった励ましのお電話等もいただいております。そういった意味では作業を進めてまいりたいと思います。

ただ、名誉館長という、そういう部分について、きちっと、失礼にあたるかどうかはまた別としても、どういった位置付けをしていったらいいかなということも、今後さらに検討させていただきたいというふうに思っております。そういう意味では、ただいまご指摘のように、本人とも直接なかなかお会いできない、今までにも何回か会った中でも、限られた時間の中での話ということもありましたし、あまり条例にはまった形とか何とかというの、私もそういうのはあまりどうのこうのという、実はそんなお話もあったことも事実でありますし、そういった意味では、

そんなことも含めながら、先日副町長と、あと館長に上京していただいて、直接そういった部分も含めながらお話もさせていただいた経過がありますので、そういった意味ではもう少し整理して進めてまいりたいと思いますし、また、その部分については議会の皆さんともご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

補正についてお伺いします。

20ページになります。

平成26年度の決算もしたところですが、軽自動車税についてですが、28万4,000円補正減額しておりますが、その内容とそれから、今軽自動車税の滞納はあるかということです。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

20ページの軽自動車税の減額の理由ということでございますが、これにつきましては減免申請がありました。これの減免申請による調定額の減が28万4,000円でございます。この減免申請につきましては、身体障害者の方とか、あとは公益法人で利用している車につきましては、減免申請していただいて、それに対応した減免額でございます。台数といたしましては46台の軽自動車税の減免額となります。

軽自動車税につきましても、ほかの町税と同じく、滞納金は過年度分につきましてはございません。決算書に書いてある金額のとおりあります。ただ、今現年度分はちょっとまだ詳しい数字はございませんが、納期が6月1日でございます。その分につきましては滞納ではなく、これから督促をかけておりますし、あとは今納めてもらえない方につきましてはこれから電話催告なりして、その分を納めてもらうような取り組みをしたいと思っております。

議長（佐々木雄一君）

4番、佐々木一治議員。

4番（佐々木一治君）

課長の言いましたことはわかりました。平成26年は欠損ありますので、不納欠損のないようにひとつよろしくをお願いします。

以上です。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

24ページの裏、15節の工事請負費と19の負担金についてお聞きいたします。

まず、下のほうの負担金のほうなのですけれども、平泉構造改善センターの解体事業、270万補助金ということで、やっと解体に入るのかなとこういうことで、おそらくこれを聞くと、球場を使っている人たちは非常に喜ぶのでないかなと、こういうふうに思っております。近々教育長杯もありまして、何百人という方があそこで競技するわけでございますけれども、一体こいつの完成がいつごろなのか、その辺をお聞きしたいとこういうふうに思います。

また、上の工事請負費68万、これ道の駅に対する県道横断工事費と、こういったようなことをうたってございます。道の駅に関して非常に工事のほうについては着々と進んでいるようでございます。ただ、肝心のそれをやる人たちのことがどうも聞こえてこない。はたして工事だけこういうふうに先行していいのだろうか。いうふうにちょっと思うわけです。しかも悪い噂ばっかし飛んできて、なかなかできたことはいいけども、それを実際やる人がいないと、こういったようなことになるのではということ危惧しております。

工事を進める前に、本来は、どういうことでだべなとこういうふうに私なりに思うと、果たして自分たちが指定管理者になるのいいのだべか、議会から承認もらえるのだろうかというような不安が、逆に彼らのやる気にブレーキをかけているのではないかとこのように私感じるのですね。ですから、この工事につきましては別に、道の駅がだめになってもこれはほかのものにも利用できる工事だと私は思いますから、このことについてはいいのですけれども、そっちのほうはどのくらい進んでいるのか。早く議会で指定管理者として認めて、もう俺たちがやる以外ないんだというような、彼らにそういうやる気を起こさせるためには、早く出させたほうがいいのでないのか。そして議会で承認をもらうような形をとるべきでないかと、こういうふうに思いますけれども、その辺、何か一般質問みたいになってしまいますけれども、お聞きします。

議長（佐々木雄一君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、15節の工事請負費の68万のほうから順番にお答えしたいと思います。

いずれただいまご指摘にありましたこの68万円につきましては、今度下水道工事を発注するわけでございますけれども、それを県道を開削工事で設置させていただくわけでございます。というふうなことでございまして、その際に給水管もあわせてその場所に設置したほうが、後で手戻り等の工事が発生しないというようなこともございまして、今回急遽補正で計上させていただいた内容でございます。

それから、指定管理、今後の管理運営を担う6人の方々の意欲の低下があるのではないかとこのようにご指摘でございますけれども、いずれ一般質問等でも町長のほうから申し上げておりますけれども、国土交通省との協議の中で、完成期限がずれ込むという状況になってございます。いずれそれらのこともございまして、この管理運営の組織の6名の方々には、それらの内容につきましてもご説明をした中で、いずれ半年ほどずれ込むというふうな内容の中で、法人等の設立につきましても、若干設立しますと税金等も発生してくるわけでございますので、それらに合わせながら設立も若干スケジュールをずらしているというようなことで、来年の1月には立

ち上げたいというふうな意思の報告は受けているところでございます。いずれそれ以降、まず法人を立ち上げていただきましたらば、指定管理者となるべき資料等を揃えていただくような形で募集をしまして、その中で募集をした中で選定行為をいたしまして、その中で決まった団体に対して、団体が決定いたしましたらば議案として上程させていただくというような流れで進めさせていただきたいというようなことで、決して道の駅の管理運営にかかわっての意欲が減退しているというふうなような状況ではないというようなことをお話ししておきたいというふうに思います。

それから、19節の農業構造改善センター解体事業費270万の経緯でございます。

これにつきましては、底地は町有地でございますけれども、上物につきましてはJAいわて平泉の所有というふうになってございまして、過日副町長のほうが農協の幹部の方々と協議いたしまして、ぜひあそこについては有効な土地活用をしたいというふうなことで、その建物も老朽化して今現在使用していないという状況でございますので、ぜひ早急に解体をお願いしたい。ついでには、今まで農業振興の意味合いで活用してきた経過もあって、以前についてはそれに対する運営費も若干の補助をしてきた、2分の1程度の補助をしてきた経緯もございまして、今回の解体にあっても、2分の1を負担しますので、ぜひ早急な解体をお願いしたいというようなことの合意がとれましたことから、今回計上させていただいた内容でございます。

いずれこれにつきましては、予算が可決いたしましたら農協さんで発注していただくわけでございますけれども、年度内の発注というふうなことでございまして、年度内には更地にして、まず碎石等を敷きまして、更地状態で駐車場活用にはできるような形に持っていきたいというふうな考えであります。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

6番、高橋幸喜議員。

6番（高橋幸喜君）

その改善センターのほうにつきましては、では一応今年度は使えないとこういったようなことで、来年度からということになるようでございます。いずれ聞けば皆喜ぶと思います。

今度は道の駅のことについてですけれども、やる意欲が低下していないということであれば、私は何も言うことはございませんけれども、いずれ仮に時期がずれるにしても、若干遅れるにしても、やっぱり日ごとにやる気を起こさせるような空気を、こんではわかんねえというところを彼らに持ってもらわないとわからないので、ひとつその辺をきちっとやっていただいて、何か聞くところによると、まだそれ以来出荷組合の人たちの人数も増えてきていないといったようなことも聞きます。時間もせっかく取れたということでもありますので、その辺ひとつ、要望でございます、これは、ひとつお願いしたいとこういうふうに思います。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

何点かお聞きします。

歳入の19款雑入のところの21ページの裏ですが、東京電力損害賠償ということで701万というのが入っております。和解案ということを示されて、これは議会でも承認して入金になったものと考えております。

今この中で認められたのが9%ということで、人件費はほとんど認められていないということで、平泉はいち早く放射線対策室を設けて、今現在も測定を続けているわけなのですが、今後何次でしたか、次の平成25年度以降ですか、請求をこれからしていくと思うのですが、その見通しと伺いますか、それから放射線対策室の今後の見通し、そしてその測定の今後このままの状態を引き続き測定を続けるのかということが第1点です。

次に、24ページの裏です。農林水産業費の中の農業振興費の中ですが、14節の冷蔵ケース賃借料ということで1万5,000円計上されておまして、これは平成26年度の決算の中でも750万ということで使われていますが、これはどこの冷蔵ケースなのかということが2点目です。

次に、26ページの裏です。消防費の中の3目消防施設費の中の15節工事請負費の27万8,000円、消防施設工事費、これは前から言われていた防火水槽とか、そういったところの工事費なのかということ、そして、もしそうであればどこなのかということをお伺いします。

それから、すみません、いっばいで。28ページの教育費の中の5目文化財調査整備費の中の13節伐採委託料、44万9,000円ということ、これはどこを伐採したものかということ。この点について伺います。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

雑入の東京電力損害賠償金701万円の分についてでございますが、私のほうからは今後の賠償の見通しについてでございますが、今回の賠償金については、ご案内のとおり、平成23年度、平成24年度のADRに対して和解あっせんを申し上げて、それで和解した分ということになります。それで、あと今後引き続き平成25年度、それから平成26年度まで、これまでと同様、県と連携しながら統一して東京電力に対して損害賠償金を請求しております。

それでこちらの希望とすれば、今回あっせん案が、和解したわけですので、その内容も踏まえて今後の賠償にあたってほしいというふうなことを要望しているわけなのですが、これに対しては東京電力は、和解案は和解案だと、それ以降の分はまた別の問題ですというふうなことで、新たに、また改めて、改めて交渉になっていくというふうなことが予想されます。したがって、直接交渉でちがいが明かないということになれば、また同じようにあっせん申請という形になることが予想されております。どうなるかわかりませんが、県の動きなどを見ながら統一して対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、測定の見通しでございますが、これまでどおりの体制で今年度まで行っておりますし、今のところ、これを測定の頻度を下げるとかというふうな状況には至っておりませんことから、これまでどおり今年度については行いますし、来年度は来年度でまた考え方があられるかもしれ

ませんが、その辺も県の測定の状況等も、今年度についても変わっておりませんので、それらを見ながら来年度以降も判断していきたいというふうに思っております。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

冷蔵ケース賃借料の件でございますが、これにつきましては、補助事業で行っております消費者理解増進、いわゆる、これから江東区民まつり、あとは銀河プラザ、あとは東北物産ということで、富岡八幡宮のほうにそういった補助事業を使って物産に行きますが、そのときに冷凍ケースも借りまして、そういった加工品等の販売をするという必要経費として盛り込んだものでございます。

議長（佐々木雄一君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

26ページの裏の消防費の中の15節工事請負費の27万8,000円の補正内容でございますけれども、これにつきましては第5分団、坂下地区の屯所のトイレがかなり老朽化してきておりまして、その改修費用というようなことで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木雄一君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

28ページの委託料、一番下のところですが、伐採委託料、この場所についてですが、これは無量光院の町有地になっております、土塁という高まりがあるのですけれども、そこにあります大きなケヤキの木がありまして、これがすぐ脇のほうに民家がございまして、それに覆いかぶさるような危険があって、あとは万が一倒れたりすると大変なことになりますので、それを伐採するというのと、あとは土塁という遺跡というか、それを傷めないための事前の措置ということである予定でございます。

議長（佐々木雄一君）

2番、升沢博子議員。

2番（升沢博子君）

ありがとうございます。

その東電の賠償ということで、今後引き続き請求を行っていくということですが、やはり今まで以上にたぶん削られていく部分が多いのかなというふうに思うわけなのですけれども、やはり引き続き放射線対策室という形を設けて、そして職員も配置してそういった測定も行っているわけですから、やはりそういったところを、一つの新たな対策室という形を設けているということであれば、それをきちんと機能させるという意味でも、人件費というか、そこをきちんと要求していくべきでないかと思えますし、職員もやはり今後ですね、測定のところで、今現在ホームペ

ージとか広報とかで出されている部分もちろんなのですが、そこ以外にといいますか、ちょっと山手のほうとか、そういった測定とかは考えていないのか、そういったことも、また今年4年を経て改めて考え直してもいいような部分はないのかということ、ちょっともう一回質問したいと思います。

それから、さっきの冷蔵ケースの件は、江東区の関係で、そのものをどこに設置してある冷蔵ケースなのか。ちょっとそのことを、ちょっとわからなかったので教えてください。

議長（佐々木雄一君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

測定の内容でございますが、これはこれまでの測定頻度は落とさないでやってきておりますし、また、よりきめ細かくということで、昨年度から一般宅地のホットスポットになりやすいようなところを、約300近くなのですが、そういうふうに追加してやってきておりますし、また道路側溝の空間線量についても、これまで小中学校から500メートル範囲といったところはやってきたのですが、それを越えてさらにやってきているというふうなことで、あくまでも生活環境にかかわるような場所を少し細かくは測定としては上げてきております。

それで、広報に掲載なのですが、ホットスポット調査については表をもって本当は掲載したいわけなのですが、いわゆる樋がなかったりとか、あるいは庭が土であったりとか、いったようなところを調べているものですから、そこを数字で出してしまいますと、何かこう特定されるような誤解もあったんかして、文章で書くような形でしかちょっと公表ができないような内容になってきておりますので、あまり目立たないような状況にはなっておりますが、いずれその辺の部分についても300近く測っておりますし、また今年度においてもそのぐらいはやるというふうなことで、あくまでも生活圏を中心にやってきているということでございます。

それから、山林については、従来あるわけなのですが、環境省などの方針なんか見ますと、山林についてもこれまで、家屋から一定の距離の分までが生活圏というふうに見ておりますので、いわゆる山の中まで入ってやるのがどの程度有効なのかというふうなこともありまして、そちらのほうについては、過去に道路を測定するというふうなことで、山間部まで車を走らせて測定したぐらいで、まず今回はとどめているということになってございます。あくまでも測定は生活圏にかかわるところを中心に、きめ細かくやっていくことを中心に考えております。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

このケースにつきましては、出展する場所で現地の業者のほうからお借りをする、リースするということでございます。出展場所に設置するということでございます。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

24ページの裏、6款農林水産業費の中で、1項3目の19節の多面的機能支払市町村負担金とあって、470万5,000円になっておりますが、その内訳はどのようになっているか。昨年度の決算では737万2,000円ほどの決算になっておりますが、この差がかなりあります。また追加提案になるような可能性があるのではないかと思います。この点はどうなっているのですか。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

まず、平成26年度には14組織ほどがこの多面的機能の部分を取り組んでいまして、この平成27年度当初が17組織ぐらいというところを見込んで予算化の計上をしておりました。そして今回、実際申し込み、新年度の申し込みを受けた段階では20組織が申し込みをしてくまして、いずれそういったことも含めて組織数が増えたことで、今回当初予算からさらに補正を組んで、この交付金を増額するという状態になりました。いずれ取り組み組織数が当初よりも増えてきたということでございますので補正対応ということでございます。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

20団体というふうにも話されましたが、いずれこの多面的機能の制度はあと何年ぐらい続く見通しですか。まだまだ続く予定になってますか。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

この多面的機能支払制度は、中山間の直接支払、あとは環境保全型農業、この3つを日本式直接支払制度ということで、政府は中山間を中心にして農地の保全等を環境保全に力を入れていきますよということで、きちんとした法律で制度化もしておりましたので、これは何年続くかというところはわかりませんが、ここしばらく、5年、10年のスパンで考えてよろしいかと思います。

議長（佐々木雄一君）

7番、石川章議員。

7番（石川章君）

そうすると、今町内では中山間地直接支払はどのぐらいの団体になっているのでしょうか。それとたぶんかみ合わないはずですから、この団体は。

議長（佐々木雄一君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

全ての組織が中山間と多面的と両方やっているというわけではありませんので、片方だけ取り組んでいるという集落、組織もありますので、そういう取り組み集落の違いは若干出ていますが、いずれ特にも中山間地でありますところは中山間の直接支払、そしてこの多面的機能を両方取り

組んではいかがですかということで、町としては勧めているところです。

中山間については平成26年度は主要成果で25組織ですが、たしか27、8、また中山間のほうも今年は取り組み数が増えているかと思います。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

8番、小松代智議員。

8番（小松代智君）

23ページの裏、民生費の1項1目の、これどうしてこうなったのかなというのを聞きたいのですが、臨時福祉給付金が扶助費から負担金補助になりましたね。これは当初から扶助費の支払いでいいのではないかなと思うのだけれども、なぜ負担金になったのだから、その辺のところをちょっと。

議長（佐々木雄一君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

臨時福祉給付金につきましては、昨年度に引き続き今年度も、額は違いますが、実施するというので、当初予算策定時点では扶助費というふうなことで計上したわけだったのですが、その後、県と確認する中で給付金だということで、これは19節が適切だということで、今回組み替えをしたところでございます。

議長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

それでは進行いたします。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号、平成27年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第24、議案第52号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第52号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書30ページ裏をごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。まず歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税1,734万8,000円の減、7月1日の本算定による賦課額決定によるものでございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金1,026万円の減。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金3,522万円。

7款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金569万1,000円。

10款繰越金、1項繰越金9,429万円。

歳入合計1億759万3,000円でございます。

次に歳出でございます。

2款保険給付費3,173万2,000円の減、1項療養諸費2,173万2,000円の減、2項高額療養費1,000万円の減。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金1億1,233万3,000円、この中には保険財政共同安定化事業拠出金1億1,300万2,000円を含んでおります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金2,699万2,000円、平成26年度療養給付費等負担金等の翌年度精算による返還金でございます。

歳出合計1億759万3,000円でございます。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号、平成27年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第25、議案第53号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第53号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書35ページ裏をごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料10万2,000円。

5 款繰越金、1 項繰越金57万5,000円。

歳入合計67万7,000円。

次に歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金67万7,000円。

歳出合計67万7,000円でございます。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐々木雄一君）

日程第26、議案第54号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第54号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書37ページ裏をごらん願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

まず歳入でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金100万円の減、一般会計繰入金の減額でございます。

3款繰越金、1項繰越金235万6,000円。

歳入合計135万6,000円。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費135万6,000円。

歳出合計135万6,000円。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐々木雄一君)

討論なしと認めます。

これから議案第54号、平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算 (第1号) を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐々木雄一君)

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

議長 (佐々木雄一君)

再開いたします。

それでは引き続き、日程第27、議案第55号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算 (第1号) を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長 (稲葉幸子君)

それでは、議案書39ページでございます。

議案第55号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算 (第1号) につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、39ページの裏、第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金558万3,000円、前年度からの繰り越しでございます。

歳入合計558万3,000円。

次に歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費408万3,000円、これには駐車場施設整備基金積立金411万1,000円が含まれております。

2款繰出金、1項繰出金150万円、一般会計への繰出金です。

歳出合計558万3,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

駐車場会計、毎年このごろに関しましては減る一方でありますけれども、今年度予想される入り込み数をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、以前より高止まりの観光客の状況を考えてきたわけではありますが、やはりこのように続けて、来年登録になってから5年目という話になりますが、どんどん減っている状況で、基本的には高止まりというのはどういうところを見て高止まりというのかをお伺いしたいと思います。

議 長（佐々木雄一君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

まだ年度途中ですので、予測というのは現段階での本当に予測にすぎませんけれども、こちらといたしましては、できれば7,000万ぐらいは維持したいなと思っておりますが、ちょっと難しいような状況でございます。なので、6,000万円ぐらいの利用料を確保できればと考えているところです。

あわせて、世界遺産登録になりましてから観光客は大変多くなっておりましたが、一方では、平成25年度、平成26年度につきまして、少し落ち込みが続いております。高止まりというような表現が正しいかどうか分かりませんが、200万人台は維持していきたいというふうを考えております。

以上です。

議 長（佐々木雄一君）

よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号、平成27年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第28、議案第56号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書42ページでございます。

議案第56号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

42ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金467万1,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金467万8,000円。

歳入合計7,000円。

次に歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費7,000円。

歳出合計7,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第56号、平成27年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第29、議案第57号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書44ページでございます。

議案第57号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

44ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額ですので、項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

5款繰越金、1項繰越金58万4,000円。

歳入合計58万4,000円。

次に歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費58万4,000円。

歳出合計58万4,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第57号、平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

日程第30、議案第58号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書46ページでございます。

議案第58号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、46ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金17万4,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金905万4,000円。

歳入合計933万円。

次に歳出でございます。

1款水道事業費933万円、1項水道管理費938万5,000円、3項水道事業費5万5,000円の減。

歳出合計933万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第58号、平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時28分

議長（佐々木雄一君）

再開いたします。

日程第31、同意第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

追加議案の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町平泉字善阿弥131番地5、氏名、本澤京子、生年月日、昭和25年3月13日。この同意案件は、本澤京子教育委員が平成27年11月17日をもって任期満了となりますことから、引き続き教育委員にお願いしたいことから議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意

することに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第32、諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の2ページをお開きください。

諮問第2号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、
議会の意見を求めるものでございます。

住所、平泉町長島字遠代田48番地、氏名、千葉哲子、生年月日、昭和23年5月22日。この諮問
案件は、千葉哲子人権擁護委員が平成27年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き
続き人権擁護委員に推薦したいことから、議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐々木雄一君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質問、討論を省略して、これから諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し
意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、原案に異
議のないことを答申することに決定いたしました。

議長（佐々木雄一君）

日程第33、発議第3号、議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、千葉勝男議員。

9番（千葉勝男君）

発議第3号を申し上げます。

提出者は私、千葉勝男。賛成者、佐藤孝悟議員、高橋幸喜議員、升沢博子議員であります。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

裏でございます。

議員による県外研修視察の実施について。

平泉の文化遺産が世界遺産に登録され4年が経過し、国内外から多くの観光客が訪れているところである。訪れる人も住む人も心が安らぐ、世界遺産の町としてのまちづくりが必要であり、また、高齢化が急速に進展する本町において、高齢者が生き生きと暮らせる施策の確立が重要課題の一つであると考えるところであります。

このような状況下のもと、本町議会の活動として先進自治体を訪問し、今後の議会活動の活性化や本町まちづくりの調査研究をすることが、議会に課せられた当面の任務と考えているところであります。

研修視察地である兵庫県姫路市は、外国人観光客の誘致に力を入れており、また、徳島県上勝町は過疎化の一途をたどる中、高齢者が中心となった葉っぱビジネスを成功させるなど、独自の先進的な取り組みを視察する最適地として考えるところであります。よって議員全員による研修視察を下記により実施することを発議する。

記、1、実施期日、平成27年10月28日水曜日から30日金曜日までであります。2、研修視察地、兵庫県姫路市、徳島県上勝町。3、研修視察目的であります。（1）世界遺産の外国人の観光客誘致の取り組みについて。（2）高齢者対策としての葉っぱビジネスについてであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐々木雄一君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐々木雄一君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、議員による県外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐々木雄一君）

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（佐々木雄一君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉会宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、平成27年第3回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐々木 雄一

署名議員 升 沢 博 子

同 佐々木 一 治